

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正

## 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十二条第三項(b)を次のように改める。

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、理事会は、専務理事を議長とし、加盟国が選出する二十人の理事によつて構成する。

2 第十二条第三項(c)を次のように改める。

(c) 総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(b)に定める理事の数を増加させ、又は減少させることができる。

3 第十二条第三項(d)を次のように改める。

(d) 理事の選挙は、総務会が採択する規則に従つて、二年ごとに行う。この規則は、二以上の加盟国が同一の候補者に投ずることができるとの制限を含む。

4 第十二条第三項(f)を次のように改める。

(f) 理事は、後任者が選任されるまでの間在職する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつてゐる間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。

## 5 第十二条第三項(i)を次のように改める。

(i) 各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずる資格を有する。

(ii) 第五項(b)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投ずる資格を有する票の数は、これに応じて増加され、又は減少される。理事が投ずる資格を有する全ての票は、一括して投じなければならぬ。

(iii) 第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれる場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出した全ての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表L3(c)(i)の規定若しくは(f)の規定に従つ

て選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。

6 第十二条第三項(j)を次のように改める。

(j) 総務会は、加盟国が自国の行つた要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようにする規則を採択する。

7 第十二条第八項を次のように改める。

第八項 加盟国に対する見解の通知

基金は、この協定の下で生ずる事項について基金の見解を加盟国に非公式に通知する権利を常に有する。基金は、加盟国の通貨又は経済の状態及び動向で直接に加盟国間の国際収支の重大な不均衡をもたらす傾向を有するものについてその加盟国に与えた報告の公表を、総投票権数の七十パーセントの多数によつて決定することができる。関係加盟国は、第三項(j)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。基金は、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。

8 第二十一条(a)(ii)を次のように改める。

- (a)(ii) 特別引出権会計のみに関する事項についての理事会の決定に当たっては、少なくとも一の参加国である加盟国によつて選出された理事のみが投票する資格を有する。これらの理事は、それぞれ、その理事の選出に賛成投票をした参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国によつて選出された理事の出席及び参加国である加盟国に割り当てられた票数の票のみを計算する。

9 第二十九条(a)を次のように改める。

- (a) この協定の解釈について加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が加盟国に特に関係があるときは、その加盟国は、第十二条第三項(j)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。

10 付表D 1(a)を次のように改める。

- 1(a) 割り当てられた票数の合計の票が理事一人によつて投じられる各加盟国又は加盟国の集団は、それ

ぞれ、評議会に評議員一人（評議員は、総務若しくは加盟国政府の大臣又はこれらの者と同等の地位を有する者とする。）を任命するものとし、また、七人以内の準評議員を任命することができる。総務会は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、任命されることができ、準評議員の数を変更することができる。評議員又は準評議員は、新たな任命が行われる時又は次の理事の定期選挙が行われる時のいずれか早い時までの間在任する。

11 付表D 5(e)を削る。

12 付表D 5(f)を付表D 5(e)とし、新たな付表D 5(e)を次のように改める。

(e) 第十二条第三項(i)の(iii)の規定に従い理事が投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合には、その理事を選出した加盟国の集団によつて任命された評議員は、投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する評議員の任命に参加したものとみなす。

13 付表Eを次のように改める。

付表E 理事に関する経過規定

1 この付表が効力を生ずる場合には、

(a) 改正前のこの協定の第十二条第三項(b)(i)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によつて選出されたものとみなす。

(b) この付表が効力を生ずる直前に改正前のこの協定の第十二条第三項(i)の(ii)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によつて選出されたものとみなす。

14 付表L1(b)を次のように改める。

(b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。

15 付表L3(c)の柱書きを次のように改める。

(c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合において、